

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく研究機関に対する平成29年度履行状況調査の調査結果について

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）（以下、「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

以下の（調査1）～（調査3）を実施。

（調査1）農林水産省又は農林水産省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受ける全ての機関の中から以下の14機関を選定した。なお、機関の選定に当たっては、事前に文部科学省等と調整し、対象機関が重複しないように配慮した。

○当省から平成29年度に資金配分している機関のうち、平成28年度から継続している機関で、かつ30年度も継続予定の機関から選定（3機関）。

- ・ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- ・ 株式会社ホリエイ
- ・ 亀田製菓株式会社お米研究所

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」という。）生物系特定産業技術研究支援センターから平成29年度（11月末現在）に、新規課題として競争的資金等を配分されている機関から選定（11機関）。

- ・ 公益財団法人岩手生物工学研究センター
- ・ 福井県農業試験場
- ・ 株式会社エムスクエア・ラボ
- ・ 株式会社ルートレック・ネットワークス
- ・ 鈴与商事株式会社
- ・ 国立大学法人宮崎大学
- ・ 一般社団法人マリノフォーラム21
- ・ 香川県農業試験場
- ・ 学校法人北里研究所
- ・ ホクレン農業協同組合連合会
- ・ 国立大学法人東北大学

調査の観点※（例）

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

（調査２）平成29年度（11月末時点）に農林水産省及び農研機構生物系特定産業技術研究支援センターから資金配分している機関（84機関）に対し、全194項目のうち7項目（以下参照）を抽出し、その取組状況を調査。

不正防止対策の基本方針の策定状況、不正を発生させる要因の把握等

（調査３）農林水産省所管法人の農研機構及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の7研究機関に対して、コンプライアンス教育の実施状況、競争的資金等で購入した機器の管理状況等について、現地に赴き調査。

3. 調査経過

（調査１）及び（調査２）

平成30年 1 月中旬	対象機関への調査の通知（依頼）
平成30年 2 月中旬	履行状況調査報告書の提出
平成30年 2 月中旬～ 3 月	提出された履行状況調査報告書等について書面調査を実施
4 月～ 6 月	未履行項目について、個別に改善指導の実施

（調査３） 7 研究機関への現地調査を实地

平成30年 2 月下旬

4. 調査結果

- (調査1) 書面調査により未履行と考えられる項目のあった6機関について、個別に改善指導を行うことにより、各機関においては、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制を整備し、所要の取組が着実に履行されている結果となった。
- (調査2) 書面調査により未履行と考えられる項目のあった4機関について、個別に改善指導を行うことにより、各機関においては、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制を整備し、所要の取組が着実に履行されている結果となった。
- (調査3) 全ての機関において、eーランニング形式によるコンプライアンス教育が実施されており、理解度の把握等、組織内で受講結果の共有がなされていた。また、競争的資金等で購入した機器を抜粋し、管理状況を確認した結果、適正に管理されていた。

5. 今後の取扱

平成30年度の履行状況調査は、新たに契約となる機関等を中心に実施し、今後の公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況について、継続的な確認作業を行う。